

## 令和8年度 京都府立医科大学 託児等利用補助 実施要領

令和8年4月1日  
京都府立医科大学  
WLB 支援センター みやこ

### 1 目的

本事業は、京都府立医科大学（以下、「本学」という。）の医療従事者・研究者等が仕事と子育ての両立を行うために育児支援サービスを利用する際の補助金を交付することにより、仕事と子育ての両立を支援し、本学の医療サービスの質を向上し研究活動を活性化することを目的とする。

### 2 利用対象者

本学の教職員等（有期雇用職員・学生・研修員等を含む）

### 3 補助対象となる事由

- （1）通常の勤務時間を超える臨床・研究・教育に関わる業務（会議・診療時間の延長、学内での試験監督または補助等）
- （2）学会・セミナー・研修会等参加のため
- （3）保育園や小学校の臨時の休園・休校等
- （4）本学以外の病児保育の利用

### 4 補助する子の対象年齢

0歳～小学校6年生までの子ども

### 5 補助金額

1日分の申請につき10,000円を上限とし、原則として年度内計50,000円を上限とする。

### 6 申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月10日

ただし、当該年度の予算額に達した段階で終了することとする。

### 7 申請方法

サービス利用後速やかに、申請書（別記様式第1）と領収書原本（コピー不可）をWLB支援センター みやこ センター長あて提出するものとする。

※ 研修員は、研究許可書または診療従事許可書のコピーを併せて提出

### 8 問い合わせ先

京都府立医科大学 WLB 支援センター みやこ

Tel: 075-251-5165（内線 9503）      mail: miyako@koto.kpu-m.ac.jp